

競技委員会規程

第1章 総則

第1条 本規程は、一般社団法人日本クレー射撃協会（以下「本会」という）定款の施行についての細則第6条第1号に基づき設置された競技委員会（以下「委員会」という）に関することを定める。

第2章 事業

第2条 委員会は、下記の事業を行う。

(競技部門)

- (1) 各種競技会の企画立案及び実施運営
- (2) 競技大会における記録の公認
- (3) その他、競技に関する事項

なお、競技部門は、以下の四部構成とする。

- 1. 審判部 主な業務：本部公式大会の運営全般、研修会の実施
- 2. 国際部 主な業務：ISSF公認の国際審判員養成・派遣
- 3. 企画部 主な業務：本部・地方公式大会の企画や総括（収支含む）
- 4. 指導者育成部 主な業務：JSPO公認のスポーツ指導者養成・活用

(国体部門)

- (1) 国体への参加や競技運営に関する事項
- (2) 国体開催準備に関する事項
- (3) その他、国体に関する事項

第3章 委員

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- 委員長 1名
- 副委員長 5名以内
- 常任委員 若干名

第4条 1. 委員長は、理事会の決議により選任される。
2. 副委員長は、委員長の指名により選任する。

3. 常任委員は、各ブロックから選出された者及び委員長より指名された者により構成する。
4. 委員長、副委員長、常任委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第5条 1. 委員長は委員会を代表し、競技に関する会務を掌理する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

第4章 常任委員会

第6条 1. 常任委員会は、委員会の目的を達成するための事業について決議する。
2. 常任委員会は委員長、副委員長、常任委員をもって構成される。
3. 常任委員会は、年に1回以上開催され、委員長が議長を務める。
4. 常任委員会の定足数は過半数とする。但し、委任による出席を含む。
5. 常任委員会の決議は、出席者の過半数によりなされる。可否同数の場合は、議長が決定する。
6. 正副委員長は、緊急を要する場合に限り、常任委員会の業務を代行することができる。但し、その場合は、書面により速やかに常任委員会に報告しなければならない。

第7条 委員会の活動に必要な旅費、宿泊費、日当等は、会長の承認を得て、本会の、役員報酬及び費用に関する規程及び役員出張旅費規程に準じて支給する。

第8条 第2条の事業の遂行については、委員会の決定に基づき、理事会の承認を必要とする。

第9条 この規程の変更は、常任委員会の過半数の同意及び理事会の承認を経なければならぬ。

附 則

昭和51年 4月 1日 施行
昭和62年 4月 1日 改正
平成3年11月28日 改正
平成4年 3月17日 改正
平成7年10月16日 改正
平成28年 2月20日 改正
令和5年 3月 6日 改正 (2022年度第8回理事会承認)